

# 第2回 有田川（有田川町内）を考える会

～二級河川 有田川水系河川整備計画(素案)～

平成25年11月29日

## 和歌山県

## 第1回有田川(有田川町内)を考える会での主なご意見

項目	ご意見	第1回考える会での県の回答	県の回答(補足)
第3章 河川整備計画の目標に関する事項			
3.3 有田川水系河川整備計画の目標に関する事項			
1	<p>2年前の水害では二川ダムからピーク放流量が1,400m<sup>3</sup>/sであり、一方、年超過確率1/100において金屋橋3,500m<sup>3</sup>/sという数字があったが、その辺りをもう少し詳しく説明していただきたい。</p>	<p>台風12号について、2日雨量308mm(年超過確率1/20)を超える雨が降ったが、流量としては推定で金屋地点では3,500m<sup>3</sup>/sよりも少なく、平成23年の台風12号の実績流量についても安全に流下させることができると考えている。</p>	<p>整備計画(素案)では、有田川本川の洪水対策は、河川の規模、近年の主要洪水規模、県内他河川の整備目標規模等を踏まえ、年超過確率1/20の規模の大雨(2日間雨量308mm)が降った場合に発生する洪水(金屋地点の流量3,500m<sup>3</sup>/s)を安全に流下させることを目標としている。</p> <p>平成23年の台風第12号による出水は、最大2日雨量で整備計画(素案)の規模を超える降雨実績となったが、雨の降り方により、金屋地点におけるピーク流量は、整備計画(素案)の規模である3,500m<sup>3</sup>/sを下回っていたと推定される。</p> <p>このことから、整備計画(素案)における規模で河川整備を行うことで、ダムからの放流量が1,400m<sup>3</sup>/sとなった平成23年の台風第12号時における実績の流量についても安全に流下させることができると考える。</p>

## 第1回有田川(有田川町内)を考える会での主なご意見

項目	ご意見	第1回考える会での県の回答	県の回答(補足)
第4章 河川の整備に関する事項			
4. 1.河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要			
2	この計画が実施に移されたら、下流からやっていくか、それとも同時にやっていくのか。	流下能力に関わる部分については基本的には下流からやっていく。ただ、ある程度下流で流下能力が確保されている中で、上流を先にとということも考えられるので、その辺りについては詳細に検討していく。	整備による流出増が下流の安全度に影響を与えることがないように、本支川、上下流および左右岸の治水安全度のバランスを考慮し河川整備を進めていく。
3	吉原地区には昭和28年出水の後で補強した護岸があり、洪水時は川の水が明らかに越してしまうため、その辺りも計画に入れてほしい。	今回、計画的に流下能力を高めるものを記載しており、護岸の老朽化については、維持管理上の工事はまた別途にあり、必要に応じて対応していくことと記載している。ただ、具体的な状況がわからないので、護岸の場所、設置経緯、所有者等を調べ、次回の会議等で報告させていただく。	整備計画(素案)では、はん濫域の資産の集積状況、背後地の土地利用の状況等を勘案し、家屋の浸水被害の発生する恐れのある区間を優先して計画的に河川工事を実施していくこととしている。 ご指摘の箇所については、目標とする流量に対して、流下能力が不足するが、背後地に浸水被害を受ける家屋が無い場合、計画的に河川工事を実施していく区間として位置付けていない。

## 第1回有田川(有田川町内)を考える会での主なご意見

項目	ご意見	第1回考える会での県の回答	県の回答(補足)
第4章 河川の整備に関する事項			
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所			
4	堆積について、要望がある箇所は極力採っていくという方向で進めてもらいたい。	計画的に河床掘削する箇所は整備計画に示しているが、それ以外にも維持管理上必要なところは採っていく。また、4月から有田川、日高川、日置川、富田川、古座川、熊野川の県管理区間において、5年程度の期間を担保し、一般砂利採取を解禁している。	河川の巡視や住民からの情報提供なども活用し、河道内において、土砂堆積や草木等の繁茂し、治水上問題があると判断した場合には河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を行い、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるよう河道断面の維持に努める。
5	川の木は勝手に切ることができるのか。	一昨年とその前の年をあわせ、有田川町と有田市の協力を得て緊急雇用事業で木の伐採を行った。ただ、5年10年経てばまた元に戻ることもあり得るので、そのようなことを考慮しながら維持管理に努めていく。	竹木を利用目的で採取する場合は許可が必要となる。

## 第1回有田川(有田川町内)を考える会での主なご意見

項目	ご意見	第1回考える会での県の回答	県の回答(補足)
第4章 河川の整備に関する事項			
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所			
6	橋の橋脚に物が引っかかって川をせき止めないか。	国から河川管理施設等構造令という基本的な考え方が出ており、川幅に応じた橋脚の間隔や太さが定められている。県では国からの協議を受けて適正に審査し、橋を架けているので、その部分については安心していただきたい。	堰や橋梁などの河川占用施設は、治水上の安全性を審査した上で設置されている。 堰や橋梁などの河川占用施設の新設や改築・修繕等が、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことなく、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息環境への影響が最小限となるように施設管理者への指導・監督を今後とも行っていく。
第4章 河川の整備に関する事項			
4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項			
7	何十年も前の洪水ではあちこちで落雷しており、ダム流入量や放流量のデータが全然取れなかったと聞いている。そのようなときの対策は何か考えているか。	ダムの放流量や流入量という数字はダムの貯水位が時間あたりどれくらい変動するかということに基づいて計算しており、万が一、計算する機械が使えなくなったとしても手計算ですることができるため、当時もそのようにされていたと考える。	二川ダムは、商用電源の停電時にも適確な操作ができるように予備電源を整備している。 また、洪水等の際に、必要な機能が発揮されるよう今後とも適切に施設の点検、整備を行っていく。

## 第1回有田川(有田川町内)を考える会での主なご意見

項目	ご意見	第1回考える会での県の回答	県の回答(補足)
第4章 河川の整備に関する事項			
4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項			
8	今はレーダ雨量の観測がされており、対策が早くなっていると思うが、洪水時には何重にも安全対策がいていると考える。	基本的には大雨洪水注意報が発令された段階で、ダム管理事務所の者ができるだけ集まる体制を取っている。また、停電時についてもダム管理事務所には非常用の発電機を置いており、場合によってはその発電機までダメになったとしても、各ゲートに共通の発電機を置いているので、そういうことにも対応できると考えている。	二川ダムについては、洪水等の際に、必要な機能が発揮されるよう今後とも適切に施設の点検、整備を行っていく。 また、洪水の際はダムの効果が確実に発揮できるよう、気象情報を幅広く収集し、操作規則に基づき迅速かつ適確に操作を行っていく。
9	降雨時はダムから放流しなくてはいけないのか。ダムが満水になっても倒れないのではないのか。	満水になってもダム自体は安全だが、放流せずにダムが一杯になり、ある瞬間ダムを越えて水が流れ出すと、かなり急激な水位変動になる。ダムから放流する量は通常ゲート操作をして調整しており、ダムが満水になるとそのようなコントロールができない危険な状況となるので、放流せずに貯めるといったことはしない。	二川ダムは、河道整備とあわせて効率的、効果的に洪水被害を軽減するよう計画されており、ダムで洪水の一部を貯留することによって下流への流量の軽減を図っている。 洪水の際は、ダムの効果が確実に発揮できるよう操作規則に基づき迅速かつ適確に操作を行っていく。 なお、二川ダムは、洪水時満水位においても堤体の安全性を確保している。